



有環第 4215号  
令和8年3月18日

唐津市長 峰 達郎 様

佐賀県知事 山口 祥義

「唐津市新ごみ処理施設整備事業計画段階環境配慮書」に対する  
県の意見について（通知）

このことについて、佐賀県環境影響評価条例第4条の5第1項の規定に基づく  
意見は、別紙のとおりです。

【県民環境部有明海再生・環境課】

## 唐津市新ごみ処理施設整備事業計画段階環境配慮書に対する佐賀県知事意見

唐津市が唐津市北波多に計画する「新ごみ処理施設整備事業」（以下「本事業」という。）は、唐津市と玄海町の一般廃棄物を処理する施設で、平成9年から稼働している既存の「唐津市清掃センター」の老朽化に伴い、隣接地に建替えるものである。

本事業においては、最新技術を導入し、周辺への環境影響を最小限に抑えた安全・安心な施設を目指すこと、また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーを有効に利用し、ゼロカーボンに寄与する施設とすることが計画されている。

廃棄物処理施設の設置に当たっては、地元住民の意見を踏まえることが大切である。事業者であり地元自治体の首長でもある唐津市長は、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うとともに、住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、環境影響評価および事業計画へ反映することが重要である。

また、本事業により生じる大気質、騒音、悪臭など生活環境への影響を可能な限り回避又は低減し、地元住民への配慮を十分に行うことが求められる。

### 1 全体的事項

- (1) 本計画段階配慮書では、事業位置や規模の検討の経緯が具体的に示されていない。事業の位置や規模の決定は環境影響評価手続において重要であることから、環境面からの検討の経緯について方法書に記載すること。
- (2) 配慮書において設定された複数案については、単一案に絞り込むに至った検討の経緯及び内容を方法書に記載すること。
- (3) 環境影響評価項目の選定については、既存施設の解体を行う場合には、必要に応じて見直しを行い、それに伴う騒音、振動、粉じん、廃棄物の発生等による影響を検討すること。
- (4) 環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の目的や関連情報を事前に地元住民へ広く周知し、丁寧な説明を行うとともに、住民意見を適切に把握し、その意見を踏まえ、環境影響評価および事業計画へ反映するよう努めること。
- (5) 環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見の収集に努め、必要に応じて専門家の助言を得るなどして、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づく環境保全措置を検討すること。

(6) 方法書以降の図書の作成に当たっては、既存施設との比較を交えつつ、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を活用するなど、地元住民等に分かりやすい内容となるよう配慮すること。

## 2 個別的事項

### 【大気環境】

(1) 施設配置、処理方式等の具体的な検討を行うに当たっては、大気質のほか騒音、振動、悪臭等による周辺の住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めること。

(2) 焼却施設からの排ガスによる影響について、最新の気象データ及び地形を反映した調査、予測及び評価を行うこと。

### 【水環境】

(3) 工事時における濁水の影響について検討すること。

### 【動物・植物・生態系】

(4) 対象実施想定区域及びその周辺では、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されているため、現地調査を適切に実施した上で、生息・生育環境への影響を把握し、必要に応じて保全措置を検討すること。

### 【景観】

(5) 煙突の形状及び色彩については、周辺景観との調和に配慮した計画とすること。

### 【廃棄物等】

(6) 工事に伴い発生する廃棄物について、適切に処理するとともにリサイクルの推進に努めること。

### 【温室効果ガス等】

(7) 可能な限り最新の技術を採用し、工事に伴う温室効果ガス排出をできる限り削減すること。また、ごみ焼却に伴って発生するエネルギーの有効利用に当たっては、温室効果ガスの削減が図られるよう検討すること。